

長野市上下水道局受水槽を使用する集合住宅等に係る使用水量の認定及び料金 徴収に関する事務取扱要綱

受水槽を使用する集合住宅に係る使用水量の認定及び料金徴収に関する事務取扱要綱（平成 25 年 4 月 1 日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 この要綱は、長野市水道事業給水条例（昭和 42 年長野市条例第 89 号。以下「給水条例」という。）第 27 条の規定により、長野市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が使用水量を認定すること（以下「使用水量の認定」という。）並びに認定した水量により水道料金、公共下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料及び戸別浄化槽使用料（以下「水道料金等」という。）を徴収することの取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 各戸検針 給水条例第 27 条第 1 号の方法による検針をいう。
- (2) 連合検針 給水条例第 27 条第 2 号の方法による検針をいう。
- (3) 集合住宅等 玄関、出入口等を別とする独立した 2 戸（事務所、店舗等（以下「事務所等」という。）にあっては箇所をいう。以下同じ。）以上の住居、事務所等をいう。

（適合の基準）

第 3 集合住宅等の所有者、管理組合等（以下「所有者等」という。）は、各戸検針によるときは、次の各号に掲げる基準に、また、連合検針によるときは、第 1 号、第 2 号及び第 8 号に掲げる基準に、専用給水装置を適合させなければならない。

- (1) 集合住宅等に設置されるものであること。
- (2) 長野市上下水道局が設置した水道メーター（以下「局メーター」という。）から各戸への給水が受水槽を経て行われるものであること。
- (3) 受水槽下流に、各戸の使用水量を計量するための私設水道メーター（以下「各戸メーター」という。）が設置されていること。
- (4) 各戸メーターは、別表に掲げる設置指針に適合すること。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、この限りではない。
- (5) 各戸メーターの上流側に管理者が指定する止水栓が設置されていること。
- (6) 各戸メーターは、長野市上下水道局給水装置工事施工基準に適合する普通式水道メーター又は集中検針盤による遠隔指示式水道メーターであること。
- (7) 各戸メーター及びその附属設備（集中検針盤を含む。以下同じ。）の設置に要する費用は、所有者等が負担するものであること。
- (8) その他管理者が必要と認めること。

（使用水量の計量方法）

- 第 4 管理者は、集合住宅等全体の水量を、局メーターにより計量するものとする。
- 2 管理者は、各戸検針において、各戸で使用した使用水量を各戸メーター又は集中検針盤により計量するものとする。
- (各戸検針における水道料金等の算定及び請求方法)
- 第 5 各戸検針における水道料金は、各戸メーターの口径にかかわらず口径 13 ミリメートルとみなして算定する。
- 2 水道料金は、各戸メーターの基本料金と水量料金とを合算したものを、各戸に請求する。
- 3 公共下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料及び戸別浄化槽使用料は、各戸メーターの基本使用料と超過使用料とを合算したものを、各戸に請求する。
- 4 各戸メーターの不良、専用給水装置からの漏水等により、局メーターの計量水量が各戸メーターの合計水量に 104 パーセントを乗じた水量を超えたときは、その超えた分の水量により算定した水量料金及び超過使用料を所有者等に請求する。
- 5 共同使用栓に係る水道料金等は、所有者等に請求する。
- (連合検針における水道料金等の算定及び請求方法)
- 第 6 連合検針における水道料金は、局メーターによる総使用水量を戸数で除して得た水量を、それぞれ 1 戸ごとの使用水量とみなして算定する。この場合において、水道料金の算定に必要なメーターの口径は、13 ミリメートルとする。
- 2 水道料金は、前項の規定により算定した各戸の基本料金と水量料金とを合算したものを戸数分合計して、所有者等に請求する。
- 3 公共下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料及び戸別浄化槽使用料は、第 1 項の規定により算定した各戸の基本使用料と超過使用料とを合算したものを戸数分合計して、所有者等に請求する。
- (適用の申込み)
- 第 7 集合住宅等において各戸検針又は連合検針（以下「各戸検針等」という。）の適用を受けようとする所有者等は、あらかじめ次の各号に掲げる書類を管理者に提出しなければならない。
- (1) 各戸検針等適用申込書（様式第 1 号）
- (2) 専用給水装置の配管図及び附属設備設置図（建築確認申請添付図）
- (審査等)
- 第 8 管理者は、前条の申込があったときは、速やかにその内容を審査し、第 3 に掲げる基準に適合していると認めたときは、その旨を所有者等に通知するものとする。
- (契約の締結)
- 第 9 管理者は、集合住宅等に各戸検針等を適用するときは、所有者等と別に定める契約書により契約を締結するものとする。
- 2 所有者等は、前項の契約の締結に伴い、各戸検針によるときは、次の各号に掲げる書類を、また、連合検針によるときは、第 1 号及び第 4 号に掲げる書類を、管理者に提出しなければならない。
- (1) 代理人選定（変更）届（様式第 2 号）（代理人を定める場合に限る。）

- (2) 各戸メーター取付報告書（様式第 3 号）（所有者等の変更に伴い再契約を締結する場合を除く。）
 - (3) 集合住宅等のオートロック装置解除方法（変更）届（様式第 4 号）（オートロック装置を設置する場合に限る。）
 - (4) その他管理者が必要と認める書類
（紛争の処理）
- 第 10 第 18 に掲げる責務を怠ったことにより、各戸の水道使用者との間に紛争を生じたときは、所有者等がその責任において処理しなければならない。
（水道料金等の未納に対する措置）
- 第 11 管理者は、各戸の水道使用者が水道料金等を納期限を過ぎても納付しないときは、当該水道使用者の給水を停止することができる。この場合において、管理者は、所有者等又は当該水道使用者に損害が生じてもその責めを負わない。
- 2 管理者は、各戸の水道使用者の水道料金等の納付に関し、所有者等に必要な協力を求めることができる。
（各戸メーターの取替等）
- 第 12 所有者等は、計量法（平成 4 年法律第 51 号）の規定に基づき、自己の負担において、有効期間の満了日までに各戸メーターを取替えなければならない。
- 2 管理者は、有効期間が満了する 2 箇月前までに、所有者等に対して各戸メーターの取替時期を通知するものとする。
- 3 所有者等は、各戸メーターに異常が生じたときは、自己の負担において、速やかに各戸メーターを修繕し又は取替えなければならない。
- 4 所有者等は、各戸メーターの取替えが完了したときは、速やかに各戸メーター取替報告書（様式第 5 号）を管理者に提出しなければならない。
（集中検針盤の修繕等）
- 第 13 集中検針盤を設置している所有者等は、設置した集中検針盤に異常が生じたときは、自己の負担において、速やかに修繕し又は取替えなければならない。
（オートロック装置の対応）
- 第 14 オートロック装置を設置している所有者等は、管理者が行う点検、検針、開閉栓等（以下「点検等」という。）の支障にならないよう、当該オートロック装置の解除方法を管理者に届け出なければならない。また、オートロック装置が鍵でなければ解除できない場合においては、契約締結時に必ず管理者へ鍵を 1 本貸与するものとする。
（変更等の届出）
- 第 15 所有者等は、次の各号の一に該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。
- (1) 第 9 第 2 項の規定により提出した同項第 1 号又は第 3 号の書類の内容に変更があったとき。
 - (2) 所有者等に変更が生じたとき。この場合において、届出は、所有者等変更届（様式第 6 号）によるものとする。

(3) 各戸メーターの増設又は廃止の工事を行うとき。この場合において、届出は、各戸メーター増設（廃止）届（様式第7号）によるものとする。

(4) 前各号に定めるもののほか、管理者が必要と認めたとき。

（適用の取消又は契約の解除）

第16 管理者は、専用給水装置が第3に掲げる基準に適合しなくなったときは、各戸検針等の適用を取消し、契約を解除することができる。

2 管理者は、所有者等又は各戸の水道使用者が各種法令等に違反し、勧告をしてもなおこれが是正されないときは、契約を解除することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、管理者及び所有者等は、合意により契約を解除することができる。

4 管理者は、前3項の規定により各戸検針等の適用を取消し、又は契約を解除するときは、所有者等に通知し、局メーターによる検針に切替えるものとする。この場合において、所有者等又は各戸の水道使用者に損害が生じても、管理者はその責めを負わない。

（契約の失効）

第17 集合住宅等の滅失があったときは、第9の規定による契約はその効力を失うものとする。

（所有者等の責務）

第18 第9の規定により契約を締結した所有者等は、この要綱に定める事項を各戸の水道使用者に周知しなければならない。

2 所有者等は、自己の責任において専用給水装置を維持管理するとともに、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

(1) 専用給水装置の概要及び受水槽等の警報装置の位置、機能等について把握すること。

(2) 受水槽等の水質保持のため関係法令を遵守し、必要な措置を講ずること。

(3) 各戸メーター、配管、バルブ等の漏水、凍結又は破損に常に注意し、正常な状態に保たれるよう管理すること。

(4) 点検等の支障とならないよう、パイプスペースの周囲及び内部に障害物等を設置させないよう管理すること。

（補則）

第19 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の長野市上下水道局受水槽を使用する集合住宅等に係る使用水量の認定及び料金徴収に関する事務取扱要綱の規定は、令和4年4月分以後の水道料金等について適用し、同年3月分までの水道料金等については、なお従前の例による。

- 3 この要綱の施行の際現に存する用紙は、当分の間必要な補正を加えて、これを使用することができる。

別表（第 3 関係）

各戸検針契約に伴う水道メーター設備の設置指針

- 1 普通式水道メーターの型式
計量法の検定（3 箇月以内）を受けた平型水道メーターとすること。
- 2 遠隔指示式水道メーターの型式
計量法の検定（3 箇月以内）を受けた遠隔指示式水道メーターで、メーター指示値読出用電気器具（エンコーダ等）が内蔵されていること。
- 3 遠隔指示式水道メーターの方式
遠隔指示式メーター、端子ボックス、中継端子ボックスを集中検針盤とケーブルでつないだ組み合わせにすること。
- 4 各戸メーターの設置位置
 - (1) 廊下の床面からメーター上面までの間隔が 1,100 ミリメートル以下とすること。
 - (2) パイプスペース内に設置すること。
 - (3) パイプスペースの扉に平行して設置すること。
 - (4) 水平かつ指針とパイロットマークが目視できるように設置すること。
 - (5) メーターを設置する際には、止水栓に識別札を設置するか、メーターに部屋番号等を刻印すること。
 - (6) 1 つのパイプスペース内に 2 つ以上のメーターを設置するときは、メーター間の距離を十分に取り、並び順を統一して設置すること。
- 5 止水栓の設置
 - (1) 管理者が指定する止水栓を設置すること。
 - (2) メーターの上流側に設置すること。
- 6 パイプスペースの設置場所
共用通路に面したところで、常時、容易に点検等ができ、維持管理上支障のない場所に設置すること。
- 7 パイプスペースの構造
 - (1) 乾燥し、かつ汚水の浸入がなく、衝撃等によりメーター設備が破損又は異常を生じず、床面には傾斜を施し、水はけのよい構造とすること。
 - (2) パイプスペースの扉は、常に開閉できる構造とすること。
- 8 その他
給水装置等の設計、施工等に関しては、この指針によるもののほか、長野市水道事業給水条例、受水タンク以下の装置の施工指導基準及び給水装置工事施工基準による。

様式第 1 号（第 7 関係）

各戸検針等適用申込書

年 月 日

（宛先）長野市上下水道事業管理者

住 所

氏 名

連絡先（電話）

法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

下記の集合住宅等について、（各戸検針 ・ 連合検針）の取扱いを受けたいの
で、関係書類を添えて申し込みます。

記

建 物 名 称	
設 置 場 所	長野市
所 有 者 等 氏 名	
所 有 者 等 住 所	（〒 ）
メ ー タ ー 数 （ 各 戸 検 針 の み ）	各戸メーター 個 共同使用栓 個
指 定 工 事 店 名 （ 各 戸 検 針 の み ）	

関係書類

専用給水装置の配管図及び附属設備設置図（建築確認申請添付図）

様式第 2 号（第 9、第 15 関係）

代理人選定（変更）届

年 月 日

（宛先）長野市上下水道事業管理者

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

次のとおり代理人を（ 選定 ・ 変更 ）したので、届け出ます。

建 物 名 称		
設 置 場 所		長野市
変 更 年 月 日 ※ 変 更 の 場 合 の み		年 月 日
代 理 人	変 更 前	住 所
		氏 名
	変 更 後	住 所
		氏 名

※新規選定の場合は、変更後の欄に記入してください。

様式第3号（第9関係）

各戸メーター取付報告書

年 月 日

(宛先) 長野市上下水道事業管理者

住所

氏 名

連絡先（電話）

法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

次のとおり各戸メーターを取り付けたので、報告します。

集合住宅等	建物名称		
	設置場所	長野市	
製 造 会 社 名			
集中検針盤取付年月日 ※集中検針盤を設置する場合に限る		年	月 日 取付
各戸メーター取付年月日		年	月 日 取付
各戸メーター口径別内訳		mm	個
共同使用栓口径別内訳		mm	個

※メーター仕様書等、メーカーの参考書類を添付してください。

様式第 4 号（第 9、第 14、第 15 関係）

集合住宅等のオートロック装置解除方法（変更）届

年 月 日

（宛先）長野市上下水道事業管理者

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

長野市上下水道局受水槽を使用する集合住宅等に係る使用水量の認定及び料金徴収に関する事務取扱要綱の規定に基づき、次のとおり集合住宅等のオートロック装置の解除方法を届け出ます。

建物名称	
設置場所	長野市
変更年月日 ※変更の場合のみ	年 月 日
届出理由	☐ 新規 ☐ 変更
解除方法	（該当する項目を○で囲んでください。） 1 鍵 2 暗証（ I D ）番号 _____ 3 その他の方法 _____

※解除方法 1 に該当する場合は、鍵を 1 本届出にあわせて提出してください。
※解除方法 1、2 の両方に該当する場合は、2（暗証（ I D ）番号）を優先させていただきますので、1（鍵）の提出は必要ありません。
※解除方法 1、2、3 の複数を使用しないと解除できない場合は、必要箇所全てに記載（届出）してください。

様式第 5 号（第 12 関係）

各戸メーター取替報告書

年 月 日

（宛先）長野市上下水道事業管理者

住 所

氏 名

連絡先（電話）

法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

給水装置工事事業者

各戸メーターの（有効期間満了 ・ 異常 ）により、次のとおり取替えましたの
で、報告します。

建物名称 _____ 設置場所 _____

各戸メーターの型 ☐普通式メーター ☐遠隔指示式メーター（集中検針盤有）

棟番号	部屋番号	メーター口径 mm	取外時指針 m ³	取付時指針 m ³	検定期限 年 月	取替年月日

※記入欄が足りない場合は、裏面を使用してください。

棟番号	部屋番号	メーター口径 mm	取外時指針 m ³	取付時指針 m ³	検定期限 年 月	取替年月日
						5
						10
						15
						20
						25

様式第 6 号（第 15 関係）

所有者等変更届

年 月 日

（宛先）長野市上下水道事業管理者

住 所

氏 名

連絡先（電話）

法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

次のとおり集合住宅等の所有者等に変更が生じたので、届け出ます。

建 物 名 称		
設 置 場 所		長野市
変 更 年 月 日		年 月 日
所有者等	変 更 前	住 所
		氏 名
	変 更 後	住 所
		氏 名
変 更 の 理 由		

※適用を受けた集合住宅等において、引き続き各戸検針又は連合検針を希望する場合は、再契約の締結が必要です。

受付日付印

様式第 7 号（第 15 関係）

各戸メーター増設（廃止）届

（宛先）長野市上下水道事業管理者

次のとおり各戸メーターを増設（廃止）しますので、届け出ます。

※太枠内はすべて記入してください。（□は該当する欄に✓）

届 出 日		年 月 日						☐
届 出 理 由		☐ 増設（ ☐ 普通式メーター・ ☐ 遠隔指示式メーター） ☐ 廃止						☐
建物名称・部屋番号								☐
設 置 場 所		長野市						☐
届出者	住 所	〒 ー						☐
	氏 名				電 話 番 号			
使用者	フリガナ				電 話 番 号			☐
	氏 名							
	納付書等送付先	※設置場所と同じ場合は記入不要						
使用開始(廃止)日		年 月 日			検 定 満 期	年 月		☐ ☐
指 針 ・ 口 径		取付時 (増設)	m ³	取外時 (廃止)	m ³	口径	☐ mm ☐ 別紙のとおり	☐ ☐ ☐
指定給水装置工事事業者								☐
電話番号								

※添付書類 増設…位置図、平面図（給水系統毎に色分、メーターの位置を明記）、設置状況写真
廃止…位置図、廃止状況写真
※廃止の場合、各戸メーターは撤去するか廃止とわかるよう明確に表示してください。集中検針
盤を使用している場合は、廃止メーターの指針が表示されないよう配線を外してください。